

- 1 閲覧規程第4条第二号の「法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧を請求する者」については、下記の者以外は、該当しないとして取り扱う。

個人名の公表又は個人名が記載された名簿の作成、譲渡、売買等の目的のために閲覧を請求する者